

ヤングケアラーについて

ヤングケアラーとは、『家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者』のことを指します。

※過度というのは、子どもにおいては子どもとしての健やかな成長・発達に必要な時間（遊び・勉強等）を、若者においては自立に向けた移行期として必要な時間（勉強・就職準備等）を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかったりすることによって、負担が重い状態になっている場合のことをいいます。

支援の対象年齢は、18歳未満に加え、進学、就職の選択など自立に向けた重要な移行期を含む若者期を切れ目なく支えるという観点から概ね30歳未満とされています。（状況によって、40歳未満の方も対象となります。）

子ども家庭庁では、ヤングケアラーの例示として次の10項目を示しています。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

(子ども家庭庁 HP)

令和6年6月12日に「子ども・若者育成支援推進法」が改正され、関係機関等が各種支援に努めるべき対象としてヤングケアラーが明記されました。ヤングケアラーの家族その他ヤングケアラーが円滑な社会生活を営むことに関係する者に対しても、相談及び助言その他の援助を行うよう努めることとなっています。

関係機関等は、ヤングケアラーに対する必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置を採るとともに、必要な支援を継続的に行うよう努める必要があります。

- ①ヤングケアラーの状況を把握すること。
- ②相互に連携を図るとともに、ヤングケアラー又はヤングケアラーの家族その他ヤングケアラーが円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。
- ③関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

詳しくは下記のURLよりご確認ください。(こども家庭庁 HP)

<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer/>

●ヤングケアラーは何が問題なのか？

・子どもの権利が守られていない

ヤングケアラーと関係の深い子どもの権利には「教育を受ける権利」「子どもに最もよいことを」「休み、遊ぶ権利」などがあります。

詳しくは下記のURLよりご確認ください。(日本ユニセフ協会 子どもの権利条約)

<https://www.unicef.or.jp/crc/>

・ライフステージに影響が出る恐れがある

こども・若者の時期は人生の土台づくりのとても大切な時期です。自分がやりたいことに時間とエネルギーを注ぐことができないと人生の土台が脆弱となり、社会的な不利と結びつきやすくなります。

ケアによる負担が続くことで心身のバランスを崩したり、学習の遅れやケアがあることにより進学、就職に影響が出たり、人間関係の構築にも支障をきたす恐れがあります。

●ヤングケアラー支援について

「家族によるケアが一番」という考えが根強く、また家庭内の出来事ということからヤングケアラーの課題は表面化しづらいことがあります。「もしかしたらヤングケアラーかも？」という視点で関わり、まずはヤングケアラーに「気づくこと」が支援に繋がるきっかけとなります。

ヤングケアラーは、「しんどいけど、家族が心配。」「私がやらなきゃ。」「かわいそうな子と思われたくない。」「家族のことだし外の人に相談しにくい。」「相談するほどでもないかな。」など様々な気持ちが交錯しています。その気持ちに寄り添い、見守ることが大切です。

ヤングケアラーがしんどいときにSOSを出せるよう、普段から「気にかけている」ことを伝えつつ、雑談ができるような関係性を築くことが支援の第一歩となります。

●多機関・多職種連携について

皆さんが普段からしてくださっている見守りや関わりはヤングケアラーにも重要な支援となります。ヤングケアラーだけでなくケアが必要な方も含め、家族まるごと支援していくことが大切です。家族が抱える課題が複雑で複合化しやすい現代において、多機関・多職種が連携し、ヤングケアラーの早期発見や切れ目のない支援につなげる取組が強く求められています。

「ヤングケアラーかも?」と思ったときは、皆さんだけで抱えるのではなく、こども家庭センターまでご連絡ください。ヤングケアラーコーディネーターが支援を一緒に考えます。

●和歌山市職員出前講座のご案内

No.312「ヤングケアラーってなに?～子どもの権利と家族まるごと支援を考えよう～」
出前講座の申込みをお待ちしております。

(開催日は、土・日曜日、祝日、年末年始の休みを除きます。)

●ヤングケアラーに関するお問い合わせ

こども家庭センター

〒640-8020

和歌山市北桶屋町7番地

TEL:[073-402-7830](tel:073-402-7830) FAX:[073-402-7832](tel:073-402-7832)

E-mail : kodomokateicenter@city.wakayama.lg.jp

受付時間：月曜～金曜 9時00分～17時00分

